

山形市内の排水基準一覧

2025年4月1日より適用（山形市作成）

表1 BOD及びSS

号番号	区分	BOD 最大(日間平均) 【mg/L】	SS 最大(日間平均) 【mg/L】				
1	鉱業・水洗炭業	25(20)	100(80)				
1-2	畜産農業・サービス業	100(80)	90(70)				
2	畜産食料品製造業	90(70)	60(50)				
3	水産食料品製造業						
4	野菜果実保存食料品製造業						
5	みそ・しょう油製造業						
6	小麦粉製造業						
7	砂糖製造業						
8	パン・菓子製造・製あん業						
9	米菓製造業・こうじ製造業						
10	飲料製造業						
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業						
12	動植物油脂製造業						
13	イースト製造業						
14	でん粉・化工でん粉製造業						
15	ぶどう糖・水あめ製造業						
16	めん類製造業						
17	豆腐・煮豆製造業						
18	インスタントコーヒー製造業			160(120)	200(150)		
◆ 18-2	冷凍調理食品製造業						
◆ 18-3	たばこ製造業						
19	紡績業・繊維製品製造・加工業	90(70)	60(50)				
20	洗毛業						
21	化学繊維製造業	25(20)	50(40)				
◆ 21-2	一般製材業・木材チップ製造業	160(120)	200(150)				
◆ 21-3	合板製造業						
◆ 21-4	パーティクルボード製造業						
22	木材薬品処理業					25(20)	50(40)
23	パルプ・紙・紙加工品製造業					90(70)	60(50)
◆ 23-2	新聞・出版・印刷・製版業					160(120)	200(150)
24	化学肥料製造業					25(20)	50(40)
26	無機顔料製造業						
27	無機化学工業製品製造業						
28	アセチレン誘導品製造業						
29	コールドタル製品製造業						
30	発酵工業						
31	メタン誘導品製造業						
32	有機顔料・合成染料製造業						
33	合成樹脂製造業						
34	合成ゴム製造業						
35	有機ゴム製品製造業						
36	合成洗剤製造業						
37	石油化学工業						
38	石けん製造業						
◆ 38-2	界面活性剤製造業	160(120)	200(150)				
39	硬化油製造業	25(20)	50(40)				
40	脂肪酸製造業						
41	香料製造業						
42	ゼラチン・にかわ製造業						
43	写真感光材料製造業						
44	天然樹脂製品製造業						
45	木材化学工業						
46	有機化学工業製品製造業						
47	医薬品製造業						
48	火薬製造業						
49	農業製造業						
50	有害物質を含有する試薬製造業						
51	石油精製業						
◆ 51-2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴムホース製造業			160(120)	200(150)		
◆ 51-3	医療・衛生ゴム製品・ゴム手袋・系ゴム・ゴムバンド製造業						
52	皮革製造業					90(70)	60(50)
53	ガラス・ガラス製品製造業					25(20)	50(40)
54	セメント製品製造業						
55	生コンクリート製造業						
56	有機質砂かべ材製造業	50(40)					
57	人造黒鉛電極製造業						
58	窯業原料精製業	60(50)					
59	砕石業	130(100)					
60	砂利採取業						
61	鉄鋼業	60(50)					
62	非鉄金属製造業						
63	金属製品・機械器具製造業						

号番号	区分	BOD 最大(日間平均) 【mg/L】	SS 最大(日間平均) 【mg/L】
◆ 63-2	空きびん卸売業	160(120)	200(150)
◆ 63-3	石炭を燃料とする火力発電施設		
64	ガス供給業・コークス製造業	25(20)	60(50)
◆ 64-2	水道施設	160(120)	200(150)
65	酸・アルカリ表面処理施設	25(20)	60(50)
66	電気めっき施設		
◆ 66-2	エフソリ特種付又は1.4-ジ特種混合施設	160(120)	200(150)
◆ 66-3	旅館業		
◆ 66-4	共同調理場		
◆ 66-5	弁当仕出屋・弁当製造業		
◆ 66-6	飲食店		
◆ 66-7	そば屋・うどん店・すし店		
◆ 66-8	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ		
67	洗たく業		
68	写真現像業	25(20)	
◆ 68-2	病院(病床数300以上)	160(120)	200(150)
69	と畜業・死亡獣畜取扱業	80(60)	60(50)
◆ 69-2	中央卸売市場	160(120)	200(150)
70	廃油処理施設	25(20)	60(50)
◆ 70-2	自動車分解整備事業	160(120)	200(150)
71	自動式車両洗浄施設	25(20)	60(50)
◆ 71-2	試験研究機関等	160(120)	200(150)
◆ 71-3	一般廃棄物処理施設		
◆ 71-4	産業廃棄物処理施設		
◆ 71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン洗浄施設		
◆ 71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン蒸留施設		
72	し尿処理施設		
73	下水道終末処理施設	25(20)	
74	特定事業場の排水の処理施設	80(60)	60(50)

表2 有害物質

区分	項目	許容限度 【mg/L】
第1号から第74号までに掲げるすべての施設	カドミウム	0.03
	シアン	1
	有機磷	1
	鉛	0.1
	六価クロム※	0.2
	砒素	0.1
	全水銀	0.005
	アルキル水銀	検出されないこと
	PCB	0.003
	トリクロロエチレン	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1
	ジクロロメタン	0.2
	四塩化炭素	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
	1,3-ジクロロプロパン	0.02
	チウラム	0.06
	シマジン	0.03
	チオベンカルブ	0.2
	ベンゼン	0.1
	セレン	0.1
	ほう素※	10
	ふっ素※	8
	アミノコ、アミノカム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	アミノコ性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素として100
1,4-ジオキサン	0.5	

表3 その他

項目	許容限度	
	◆の各号を除く第1号から第74号までに掲げる施設	◆の各号に掲げる施設
pH	5.8~8.6	
n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	鉱油類 5 動植物油類 10	鉱油類 5 動植物油類 30
フェノール類(mg/L)	5	
銅(mg/L)	1	3
亜鉛※(mg/L)	排水量20m ³ /日以上5 排水量50m ³ /日以上2	排水量50m ³ /日以上2
溶解性鉄(mg/L)	10	
溶解性マンガン(mg/L)	5	10
クロム(mg/L)	2	
大腸菌数(CFU/mL)	日間平均 800	

【注1】 表1及び表3において、◆を除く各号の施設に係る排水基準は、排水量が20 m³/日以上のものに（ただし、1-2号は規模に応じ、59、60、72号は排水量にかかわらず）適用する。また、◆の各号の施設に係る排水基準は、排水量50 m³/日以上のものに適用する。

【注2】 表2の有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず適用する。

【注3】 号番号の異なる特定施設を2以上設置している場合において、この表によりそれぞれの施設に係る排水につき異なる排水基準が定められているときは、排水量が最大の施設について定める排水基準によるものとする。

【注4】 表2及び表3の※の項目は、一部の業種では暫定排水基準を適用する。